

技術基準との整合確認書

資料 4 - 1 1

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	21.4	21.4 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。（JIS C 8105-1（以下、第 1 部）箇条 0 の規定による。）	
				21.7	21.7 構造 一般照明用の LED 照明器具の光出力は、人がちらつきを感じるものであってはならない。（第 1 部 4.27A の規定による。）	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	21.7	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。	
				21.7.4	21.7 構造 21.7.4 制御ユニット 電子制御装置は、この規格によるほか、JIS C 8147-2-11（ランプ制御装置－第 2-11 部：照明器具用のその他の電子回路の個別要求事項）の要求事項に適合しなければならない。LED 制御装置は、JIS C 8147-2-13（ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項）の要求事項に適合しなければならない。	
				21.11	21.11 外部及び内部配線	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二條 第2項 続き				21.11.4	21.11.4 プラグ及びケーブル長さ 屋外用のロープライトは、防まつ（沫）形プラグを用いるか、又は電線接続箱の中で、恒久的に固定配線に接続しなければならない。プラグとロープライトとの接続部間のケーブルの長さは、1.5 m 以上でなければならない。また、ロープライトのプラグは、JIS C 8282-1（家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第1部：一般要求事項）又は JIS C 8303（配線用差込接続器）の要求事項に適合するプラグでなければならない。	
				21.11.5	21.11.5 延長可能なクラス 0 及びクラス II のロープライトの最大長さ 延長可能なクラス 0 及びクラス II のロープライトの最大長さは、次によらなければならない。 －0.5 mm ² のケーブルを使用するシステムの場合は、2 m －0.75 mm ² のケーブルを使用するシステムの場合は、50 m	
				附属書 A	附属書 A ロープライトで使用する相互接続用コネクタへの要求	
				6.9.1	6.9.1 極性 多極コネクタは、相手方との不適切な接続を防止するための極性をもたなければならない。 同じ製造業者のクラス 0、クラス II 及びクラス III のロー	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 2 項 続き				6.9.3 6.10	<p>プライト間のコネクタによる相互接続は不安全になってはならない。</p> <p>製造業者が設計したコネクタでは、JIS C 8283 規格群（家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ）及び IEC 60906 規格群（家庭用及び類似用途のためのプラグ及びコンセントの IEC システム）のデータシートシステムで不安定な互換性となってはならない。また、ロープライトが発売されている国内のプラグとコンセントシステムとも不安定な互換性になってはならない。</p> <p>6.9.3 導体の接続 相互接続カプラの接触部品の断面積は、相互接続ケーブルの導体部断面積より小さくてはならない。</p> <p>6.10 CBC（connector with breaking capacity）の設計 CBC は、十分な遮断能力をもたなければならない。</p>	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	21.7 21.13	<p>21.7 構造 照明器具は、通常の使用状態又は故障状態で生じる温度上昇によって、安全性が損なわれないように、適切な手段を施さなければならない。（第 1 部簡条 4 の規定による。）</p> <p>21.13 耐久性試験及び温度試験 照明器具を異常状態で使用した場合でも、照明器具の部分及び取付面は過度の温度に達してはならず、照明器具内の</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 1 項 続き					配線が安全性を損なった状態になってはならない。(第 1 部箇条 12 の規定による。)	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	21.6 21.6.2 21.6.4	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 21.6 表示 21.6.2 ロープライトへの表示 ロープライトには、次の情報を表示しなければならない。 －ロープライトの定格電圧 －ロープライトの定格電力 21.6.4 包装又は取扱説明書への表示 器具の包装又は取扱説明書には、次の趣旨等を表示しなければならない。 －“包装した状態又はリールに巻いた状態でロープライトを電源に接続してはならない。” －“ロープライトを覆ったり、又は埋め込んだ状態で使用してはならない。” －“ロープライトを分解又は切断しない。” －“警告－このロープライトは、全てのガasketをその正しい部位に装着して使用しなければならない。” －“このロープライトを、他の製造業者によるロープライ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き					トと相互接続してはならない。” － “相互接続は、（このロープライトとともに）提供されている接続器の使用だけによって行わなければならない。開放されている接続器は、使用のときには塞がなければならない。”	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 A 6.14.2 6.14.3	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 附属書 A ロープライトで使用する相互接続用コネクタへの要求 6.14.2 CBC の電氣的耐久性 CBC は、50 回の電氣的耐久性の試験に耐えなければならない。 6.14.3 非交換形コネクタの屈曲 非交換形コネクタは、1000 回の屈曲試験に耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	21.5 21.5.2	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 21.5 照明器具の分類 21.5.2 感電に対する保護 ロープライトは、クラス II 又はクラス III の分類でなければならない。ただし、屋内の乾燥した場所で使用する定格電圧が 150 V 以下のロープライトは、クラス 0 とするこ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				21.5.3 21.6 21.6.3 附属書 A 6.10	とができる。 21.5.3 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 屋外用ロープライトは、保護等級（IP コード）IP44 以上でなければならない。 21.6 表示 21.6.3 ロープライト及び包装表示 クラス 0 のロープライト及びその包装には、“屋内の乾燥した場所専用”である旨、表示しなければならない。 クラス0 以外の屋内専用ロープライト及びその包装には、“屋内専用”である旨、表示しなければならない。 附属書 A ロープライトで使用する相互接続用コネクタへの要求 6.10 CBC の設計 普通形ではないロープライトのカプラのめす部品は、おす部品が接続されていない場合であっても、じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護等級をもった密閉構造を具備しなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	21.4	21.4 一般的試験要求事項 照明器具の構成部品は、該当する IEC 規格、JIS 又は関連法規がある場合には、それらの要求事項に適合しなければならない。（第 1 部箇条 0 の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				21.7	<p>21.7 構造</p> <p>照明器具の部品及び材料は、次の要求事項を満たさなければならない。（第 1 部箇条 4 の規定による。）</p> <ul style="list-style-type: none"> －ラフサービス照明器具に組み込むランプソケット及び差込みプラグの絶縁部分は、耐トラッキング性の材料 －絶縁ライニング、スリーブ及び類似の部分は、適切な機械的、電気的及び熱的強度をもつもの －二重絶縁又は強化絶縁で分離した可触の導電部を抵抗器で橋絡する場合、抵抗器は規定の試験に適合するもの －電気的接続及び通電部は、銅若しくは銅合金、又はその他の同等以上の特性をもつ材料 	
				21.10	<p>21.10 端子</p> <ul style="list-style-type: none"> －ねじは、亜鉛又はアルミニウムのように軟らかく、経時変形しやすい金属であってはならない。（第 1 部箇条 14 の規定による。） －内部及び外部配線用端子が絶縁材料の表面に導体を締め付けるように設計している場合は、温度試験中に、絶縁材料の表面が変形してはならない。（第 1 部箇条 15 の規定による。） 	
				21.11	<p>21.11 外部及び内部配線</p> <p>内部配線の絶縁は、それが受ける印加電圧及び最大温度</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				21.13	<p>耐えることができる材料でなければならない。（第 1 部 5.3.1.3 の規定による。）</p> <p>21.13 耐久性試験及び温度試験</p> <p>照明器具は、次の要求事項を満たさなければならない。（第 1 部 箇条 12 の規定による。）</p> <p>－通常動作で、照明器具の絶縁材料は、規定の温度以上になってはならない</p> <p>－照明器具の取付部及び最も熱的影響を受ける露出部分の熱可塑性樹脂は、規定のボールプレッシャ試験に適合しなければならない</p>	
				21.16	<p>21.16 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性</p> <p>絶縁物部分は、十分な耐熱性及び耐トラッキング性をもたなければならない。（第 1 部 箇条 13 の規定による。）</p>	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>	<p>■該当</p> <p>□非該当</p>	21.13 21.13.3	<p>第 1 部の第七 条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>21.13 耐久性試験及び温度試験</p> <p>21.13.3 整流器の短絡試験</p> <p>クラス 0、クラス II 又はクラス III の整流器ユニットを組み込んだ LED ロープライトは、規定の整流器の短絡試験を行い、安全性を損なう材料の溶融があってはならず、充電部が可触になってはならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き				附属書 A 6.4.1	附属書 A ロープライトで使用する相互接続用コネクタへの要求 6.4.1 充電部への不可触性 取付け後のコネクタは、その充電部に JIS C 0920（電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード））に規定する関節付きテストフィンガが触れない設計でなければならない。	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	21.7 21.12 21.15	21.7 構造 一体形ねじなし接地接触子の接触抵抗は、0.05 Ω を超える値であってはならない。（第 1 部 4.27 の規定による。） 21.12 感電に対する保護 0.5 μF を超える静電容量のコンデンサを組み込んだ照明器具では、定格電圧の電源遮断 1 分後のコンデンサ電圧が 50 V を超えないよう、放電装置を設けなければならない。（第 1 部 8.2.7 の規定による。） 21.15 絶縁抵抗及び耐電圧 照明器具の通常の動作状態で生じる接触電流又は保護導体電流は、規定の値以下でなければならない。（第 1 部 10.3 の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	21.7	21.7 構造 変圧器又は制御装置を内蔵する照明器具の制御装置の回路相互間及びそれらの回路と外部の可触の導電部との間は、適正に絶縁しなければならない。（第 1 部箇条 4 の規定による。）	
				21.8	21.8 沿面距離及び空間距離 沿面距離及び空間距離は、規定の値以上でなければならない。（第 1 部箇条 11 の規定による。）	
				21.11	21.11 外部及び内部配線 ケーブル又はコードが絶縁破壊したとき可触金属部分が充電部となるおそれがある場合は、コード止め具は絶縁物を用いるか、又は固定絶縁ライニングを施さなければならない。（第 1 部 5.2.10 の規定による。） 内部配線の継ぎ目及び接続点は、配線の絶縁部と同等以上の効果のある絶縁物で保護しなければならない。（第 1 部 5.3.4 の規定による。）	
				21.13	21.13 耐久性試験及び温度試験 通常動作及び異常動作での照明器具内の巻線の温度は、規定の温度以上になってはならない。（第 1 部箇条 12 の規定による。）	
				21.14	21.14 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				21.15	<p>照明器具は、環境試験後、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。（第 1 部箇条 9 の規定による。）</p> <p>21.15 絶縁抵抗及び耐電圧</p> <p>照明器具は適切な絶縁抵抗をもち、かつ耐電圧に耐えなければならない。（第 1 部箇条 10 の規定による。）</p>	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	21.7 21.7.4 21.13 21.13.3	<p>第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>21.7 構造</p> <p>21.7.4 制御ユニット</p> <p>ロープライトから取り外せない制御ユニット及び類似のデバイスは、非引火性の絶縁材料で覆わなければならない。それらは、ロープライトのケーブルに確実に固定されていないなければならない。</p> <p>21.13 耐久性試験及び温度試験</p> <p>21.13.3 整流器の短絡試験</p> <p>クラス 0、クラス II 又はクラス III の整流器ユニットを組み込んだ LED ロープライトは、規定の整流器の短絡試験を行い、炎の発生又は可燃性ガスの発生があってはならない。</p>	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	21.7	21.7 構造 アームブリーチ内に設置することを意図した調節手段を	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条 続き		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。		21.13	もつ照明器具は、規定する温度を超えることにより傷害の原因となってはならない。(第 1 部箇条 4 の規定による。) 21.13 耐久性試験及び温度試験 通常動作及び異常動作において、照明器具の可触部分、取り扱う部分、調整する部分及び握る部分は規定の温度以上になってはならない。(第 1 部箇条 12 の規定による。)	
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	21.7	21.7 構造 照明器具は、次の要求事項を満たさなければならない。(第 1 部箇条 4 の規定による。) ー電線は滑らかな経路に配しなければならない ーラフサービスマル照明器具は、通常の使用中に予期される周囲環境で転倒しない ー調節手段をもつ照明器具は、動かしたとき、安定性を損なうことなく、また、構造物のいかなる部分の変形の原因とならない ー差込みプラグ付き安定器又は変圧器及び電源コンセント取付形照明器具は、電源コンセントに取り付けたとき、コンセントに過度の力が加わらない ーハロゲン電球及びメタルハライドランプを用いる照明器具は、適切な保護シールドをもち、ランプ収納室の部分は、ランプの破裂による破片で安全性を損なわない	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				21.11	<p>－取付け施工中、通常使用時又は保守のときに、使用者が危険になるような鋭利な突起又はエッジはない</p> <p>21.11 外部及び内部配線</p> <p>外部配線及び内部配線は、次の要求事項を満たさなければならない。（第1部箇条5の規定による。）</p> <p>－電線挿入口は、電線管、又はケーブル若しくは可とうコード用の保護カバーを取り付けることができなければならない</p> <p>－内部配線は、シャープエッジ、又は可動部分等によって損傷を受けないように配置するか又は保護しなければならない</p> <p>－移動灯器具内では、配線の開口部に滑らかで丸く面取りした絶縁物の丈夫で容易に取り外せないブッシングを備えなければならない</p> <p>－照明器具の通常の動きで配線が金属部分と擦れてその絶縁を損なう可能性のある全ての箇所では、配線を絶縁物の線び、電線止め具等で固定して擦れないようにしなければならない</p>	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	21.7	<p>第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>21.7 構造</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き		おそれがないように、必要な強度を持つ設計 その他の措置が講じられるものとする。		21.7.5	<p>21.7.5 機械的強度</p> <p>硬質ロープライトの場合は、パイプに対して次の各々の試験を順次行い、試験中及び試験後に、接続部で導体は著しく移動してはならず、パイプは損傷してはならない。</p> <p>1) 各回 1 秒間継続する 60 N の引張力を 45 回、パイプの両端に静かに加える。</p> <p>2) パイプの両端に、最も条件の悪い方向（不明な場合は交互に）に 0.15 N・m のトルクを、1 分間静かに加える。</p> <p>軟質ロープライトの場合は、上記の 1) 2) に次の 3) 4) を加えた試験を行い、亀裂があってはならない。</p> <p>3) 60 N の引張力を加え、規定の周囲温度で試験長さ 1 m のパイプを直径 150 mm のシリンダーに巻き付ける。</p> <p>4) 3) の試験後、室温に保持した試験片で、パイプの直径の 4～5 倍のマンドレル（丸い棒のこと）にパイプを巻き付け、低温恒温槽（$-15\text{ }^{\circ}\text{C} \pm 2\text{ }^{\circ}\text{C}$）に 16 時間保持する。保持の後、サンプルを恒温槽の中でマンドレルに沿って 2 回巻き付ける。</p> <p>硬質及び軟質ロープライトは、パイプに対して次の低温下の衝撃試験を行い、クラックが観察されてはならない。</p> <p>一試験片 3 つを低温恒温槽に並べ、$-15\text{ }^{\circ}\text{C} \pm 5\text{ }^{\circ}\text{C}$ の温度で 16 時間保持する</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き					一試験の終わりに、それぞれの試験片に対して、規定の質量のハンマーを 100 mm から落下させる	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	21.4	21.4 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。（第 1 部簡条 0 の規定による。）	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	21.7	21.7 構造 紫外放射 ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用するよう設計した照明器具は、過度の紫外放射をしてはならない。（第 1 部 4.24.1 の規定による。） 青色光による網膜傷害 固定形の照明器具は、500 lx を与える距離条件にて、リスクグループが RG1 を超えてはならない。（第 1 部 4.24.2 の規定による。）	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切	■該当 □非該当	21.4	21.4 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。（第 1 部簡条 0 の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		な表示をされているものとする。				
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項 続き						ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	21.11 21.11.2	第1部の第十六条に該当する規定によるほか、次による。 21.11 外部及び内部配線 21.11.2 ロープライト用ケーブル 導体の公称断面積は、妥当な通電容量をもっていなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	21.7 21.8	21.7 構造 熱可塑性樹脂材料で作った照明器具は、通常の使用状態に取り付けたとき、危険がないように安定器又は変圧器及び電子装置の故障状態で生じる温度上昇に耐えなければならない。（第1部4.15.2の規定による。） 21.8 沿面距離及び空間距離 耐インパルスカテゴリに応じた空間距離の規定を満足しなければならない。（第1部箇条11の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55015 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	21.6 21.6.2	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 21.6 表示 21.6.2 ロープライトへの表示 ケーブルに表示する場合、耐久性があつて取り外すことのできないスリーブ又はラベルに表示しなければならない。	
第二十条第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、	<input type="checkbox"/> 該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-21：2017

規格名：照明器具－第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第2号	用製品安全表示制度による表示)	かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	■非該当			
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示)	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	□該当 ■非該当	—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示)	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	□該当 ■非該当	—	—	—